

3 長薬発第 819 号
令和 3 年 11 月 10 日

地域薬剤師会長 様
同 薬局部会長 様

長野県薬剤師会
会長 日野 寛明

「新型コロナウイルス感染症対策 薬局向けガイドライン」の一部改訂について

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、日本薬剤師会から別添のとおり通知がありました。

今般、デルタ株対応などを踏まえて「職場における簡易検査体制の整備」、「職員へのワクチン接種」等を追加するなど、11月10日付で同ガイドラインの改訂が行われ、日薬ホームページで公表されました。

つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、引き続き本ガイドラインの周知並びに同ガイドラインを活用した感染対策の徹底について、貴会（部会）会員にご周知くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○ 新型コロナウイルス感染症対策 薬局向けガイドライン（令和3年11月10日改訂）

日本薬剤師会ホームページ > 日本薬剤師会の活動 > 災害対策・感染症対策 > 新型コロナウイルス感染症対策 薬局向けガイドライン

<https://www.nichiyaku.or.jp/assets/uploads/activities/guideline20211110.pdf>

一般社団法人 長野県薬剤師会
事務局長 中島 / 保険医療課 桐山
〒390-0802 松本市旭 2-10-15
Tel 0263-34-5511 Fax 0263-34-0075
E-mail : hoken3@naganokenyaku.or.jp

日薬業発第 276 号
令和 3 年 11 月 10 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会
副会長 田尻 泰典

**「新型コロナウイルス感染症対策 薬局向けガイドライン」の
一部改訂について**

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、本会では新型コロナウイルス感染症対策として、薬局向けガイドラインを作成し、本会ホームページで公表しておりましたが、デルタ株対応などを踏まえて「職場における簡易検査体制の整備」、「職員へのワクチン接種」等を追加するなど、11月10日付で同ガイドラインの改訂を行いました。

つきましては、貴会会務ご多忙の折、大変恐縮ではございますが、引き続き本ガイドラインの周知並びに同ガイドラインを活用した感染対策の徹底につき、貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

- 新型コロナウイルス感染症対策 薬局向けガイドライン (令和 3 年 11 月 10 日改訂)

日本薬剤師会ホームページ > 日本薬剤師会の活動 > 災害対策・感染症対策 > 新型コロナウイルス感染症対策 薬局向けガイドライン

<https://www.nichiyaku.or.jp/assets/uploads/activities/guideline20211110.pdf>

新型コロナウイルス感染症対策 薬局向けガイドライン

令和2年9月28日作成

令和3年1月5日改訂

令和3年11月10日改訂

日本薬剤師会

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症については、中華人民共和国湖北省武漢市において、令和元年12月以降、複数の症例が報告され、令和2年1月には本邦での初症例が確認された。

以降、水際での対策、まん延防止、医療の提供等が講じられてきたところではあるが、令和3年11月8日現在、国内では累計約1,720,000人の感染者、約18,300人の死亡者が確認されている。

この新型コロナウイルス感染症は、発症前後の時期に最も感染力が高いことと、罹患しても約8割が軽症で経過すると報告がされている。薬局においては、無症状若しくは自覚症状が乏しい感染者が来局することが想定される。

また、デルタ株等の感染力が高い変異ウイルスの流行もみられることから、濃厚接触等によるクラスター化を防ぐためにも更なる感染対策が求められる。

こうした状況を踏まえ、日本薬剤師会では薬局における新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図るため、本ガイドラインを作成した。

2. 新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日(令和3年9月28日変更)・新型コロナウイルス感染症対策本部決定)によると、新型コロナウイルス感染症については、以下のような特徴が挙げられている。

- ・ 重症化しやすいのは、高齢者と基礎疾患のある人、妊娠後期の妊婦である。重症化のリスクとなる基礎疾患には、慢性閉塞性肺疾患、慢性腎臓病、糖尿病、高血圧、心血管疾患、肥満がある。
- ・ 新型コロナウイルスに感染した人が他の人に感染させる可能性がある期間は、発症の2日前から発症後7日から10日間程度とされている。また、この期間のうち、発症の直前・直後で特にウイルス排出量が高くなると考えられている。
- ・ 新型コロナウイルス感染症と診断された人のうち、他の人に感染させているのは2割以下で、多くの人は他の人に感染させていないと考えられている。

- 新型コロナウイルス感染症は、主に飛沫感染や接触感染によって感染し、①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（以下「三つの密」という。）の環境で感染リスクが高まる。このほか、飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わりといった場面でも感染が起きやすく、注意が必要である。
- 新型コロナウイルス感染症を診断するための検査には、PCR検査、抗原定量検査、抗原定性検査等がある。
- 新型コロナウイルス感染症の治療は、軽症の場合は経過観察のみで自然に軽快することが多く、必要な場合に解熱薬などの対症療法を行う。
- 一般的にウイルスは増殖・流行を繰り返す中で少しずつ変異していくものであり、新型コロナウイルスも約 2 週間で一か所程度の速度でその塩基が変異していると考えられている。
- 国立感染症研究所によると、変異株であっても、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、特に「感染リスクが高まる「5つの場面」」など「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が有効であり、推奨されている。
- ワクチンについては、発症予防、重症化予防とともに、感染予防効果を示唆する報告もある。また、国内でワクチンの接種が進む中、新規感染者数に占める高齢者の割合が低い水準となるなど、ワクチンの効果が示唆されている。

（一部省略して掲載）

また、同基本的対処方針では医療機関及び高齢者施設等の設置者において、

- 従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、
- 症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用する、
- 手洗い・手指消毒の徹底、
- パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、
- 食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、
- 日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する、
- 感染多数地域における従事者等に対する定期的検査を実施する、

等の対策に万全を期すこととされている。

こうした基本的対処方針の内容を踏まえ、次項では薬局における具体的な新型コロナウイルス感染症対策をまとめている。

3. 薬局における具体的な新型コロナウイルス感染症対策

(1) 職員の健康管理・感染防止

① 職員の健康管理

職員に対して、勤務外においても密閉空間・人が密集する場所・密接な場面を避けるよう指導するとともに、勤務前に検温を行うなどの対策を講じる必要がある。

職員（及び職員の同居者）に発熱（37.5℃以上の場合、または 37.5℃未満でも平熱よりも明らかに高い場合）や感染が疑われる場合、風邪様症状がある場合、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触がある場合などは、薬局の管理者に報告するよう指導し、その職員は出勤を行わない。また、職員の感染が疑われる場合に関しては、速やかに医療機関を受診させる。

職員（及び職員の同居者）が新型コロナウイルス感染症に罹患したことが判明した場合は、薬局の管理者へ報告させ、出勤を行わないことはもちろん、地域の保健所へ連絡を取り、指示に従うといった対応が必要である。

なお、職場における感染拡大防止等の観点より、あらかじめ「職場における積極的な検査等の実施手順（第2版）」（令和3年6月25日 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部他 事務連絡）^{*}等関連事務連絡に沿った体制・環境を整備しておくことなども考慮する。

※ 詳細は「6. 参考資料」より同事務連絡等を参照。

② 職員の感染防止対策

職員には業務中はもちろんのこと、日常からの正しいマスクの着用や咳エチケットの徹底を指導し、飛沫感染対策を講じる。また、日常からの手洗いやアルコール消毒など手指衛生の徹底についても指導し、接触感染対策を講じるとともに白衣等のユニフォーム類はこまめに洗濯すること。

また、新型コロナウイルス感染症の感染者との接触状況を速やかに把握するために、職員に対して厚生労働省が作成する新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）^{*}、地域の通知サービス、QRコードによる追跡システムの利用を指導するといった対応が必要である。

なお、業務へ従事にあたっては、新型コロナウイルスワクチンを接種していることが望ましいが、ワクチン接種にあたっては個別職員の意思を尊重することが必要である。

薬局業務内での感染対策については、「(3) 薬局内での感染対策」を参照のこと。

※「6. 参考資料」に同アプリの概要等の URL を掲載している。

(2) 来局者・取引業者等への対応

① 来局者への対応

来局者には、来局時の手指消毒の徹底を求めるとともに、正しいマスクの着用や咳エチケットの徹底を求め、接触・飛沫感染対策を求めることが必要となる。また、有症状者がいる可能性を考慮し、なるべく、身体的距離(2mを目安に最低1m)を確保する。

② 取引先等への対応

取引先等との対面での面会は極力避けることが必要となる。対面での面会が必要となる場合は、取引先等に正しいマスクの着用、咳エチケット徹底、手指衛生の徹底を求め、来局時には検温するなど、必要最低限の面会に留めることが必要となる。

(3) 薬局内での感染対策

① 調剤室、投薬カウンター

調剤室、投薬カウンターなどで職員・患者等の手が触れる部分につき、定期的かつこまめに適切な手法で消毒を行う。また、金銭の授受は可能な限りコイントレーなどを介して直接の接触がないように行う。

投薬カウンターには熱源から離す等の防火対策を講じた上でパーテーション・防護シート等を設置し、飛沫感染対策を図るとともに、職員・患者間、患者・患者間につき、適切な距離をとり、服薬指導を実施するなどの対応が求められる。(例:座席位置、着座位置の工夫、列での足型の配置など)

② 患者待合室、OTC 販売スペース等

発熱患者が来局した場合の対応につき、他の患者との接触を避けるために動線や時間を分けるなどといった対策を予め講じる必要がある。

患者待合室、OTC 販売スペース等においても職員・患者等の手が触れる部分につき、定期的に適切な手法で消毒を行う。また、金銭の授受は可能な限りコイントレーなどを介して直接の接触がないように行う。

薬局の入り口には、手指消毒用アルコールの設置を図り、来局時の手指消毒の徹底を来局者に求める。

患者待合室内では、正しいマスクの着用の呼びかけ・掲示、新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)[※]、地域の通知サービス、QR コードによる追跡システムの利用の呼びかけなどを行うとともに、患者同士が密接にならないよ

う、床面や椅子などに印をつけるなど、患者同士が適切な距離を保てる工夫などを行う必要がある。

薬局内の換気については、法令を遵守した機械換気が設備されている場合は常時活用するとともに、入り口や窓などの開放(1時間に2回以上、1回に5分以上)、換気扇の使用などにより、2方向からの換気を講じる。また、CO₂モニターの設置による換気状況の確認やサーキュレーター、空気清浄機を併用した換気も考慮する。

湿度については一定程度(40%)以上まで加湿することが必要である。

※「6. 参考資料」に同アプリの概要等の URL を掲載している。

③ 職員休憩室などその他の場所

職員休憩室(バックヤード)などにおいても、職員の手が触れる部分につき、定期的に適切な手法で消毒を行う。

また、休憩時間をずらす、休憩室への入室人数を制限する、休憩時においても適切にマスクを着用し間隔(2mを目安に最低1m)を空け、会話は最小限とするなど、休憩や食事等の時に職員が密集しないことはもちろん、対面を回避するよう配慮を行うとともに(必要に応じてパーテーションを設置する)、換気徹底を講じる。

トイレについても、手が触れる部分につき、定期的に適切な手法で消毒を行うとともに、ペーパータオルなどを設置して、共用タオルは使用しない。

(4) その他

① 使用済みマスク等の廃棄

薬局で排出された使用済みのマスクなどは、地方自治体の指導などを参考に、感染対策をとった上で適切に廃棄することが必要である。

また、鼻水や唾液などが付いたごみについては、ビニール袋に入れて密閉して縛るとともに、作業者はマスクや手袋を着用して作業し、作業後は石鹼等で手指を洗浄すること。

② 最新情報の収集・共有化

国、地方自治体、薬剤師会等からの各種通知など、最新の情報を常に把握することが必要である。また、最新の情報は職員間で共有を図り、薬局内や地域での感染対策に活用することが望ましい。

③ 電話や情報通信機器を用いた服薬指導等への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大防止等のため、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(令和2年4月10日 厚生労働省医政局医事課／医薬・生活衛生局総務課事務連絡)に基づき、時限的・特例的に電話等を用いた服薬指導等が実施されている。

同連絡に基づき、薬局では必要に応じて、電話等を利用した服薬指導の実施など対応を講じる必要がある。

こうした薬局での具体的な新型コロナウイルス感染症感染対策については、薬局内における新型コロナウイルス感染症対策チェックシート【第二版】(別紙1)として、取りまとめた上で、日本薬剤師会ホームページで公表しているため、感染対策の確認のため活用することが必要である。

また、乳幼児・小児への感染防止対策については、基本的には成人の場合と同様であるが、成人とは体格や行動が異なることから、「薬局での乳幼児・小児への新型コロナウイルス感染防止対策」として、別紙2のとおり、取りまとめた。本ガイドラインと併せて乳幼児・小児への感染防止対策を講じる必要がある。

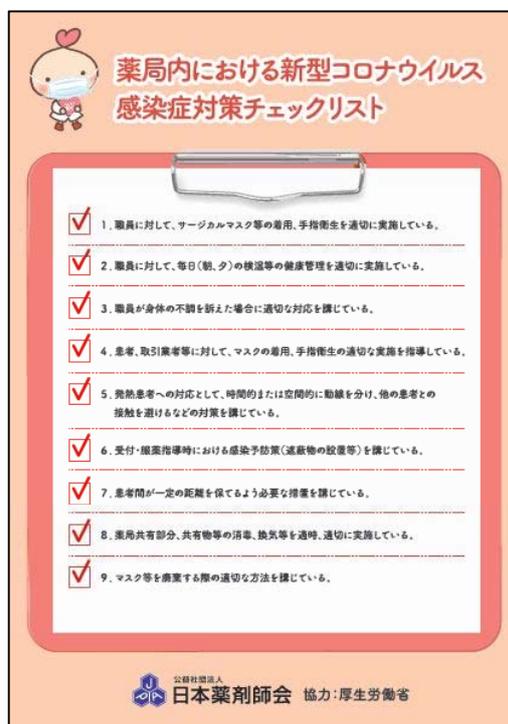
4. みんなで安心マークの掲出

日本薬剤師会では、患者さんが安心して薬局に来局できるよう、感染防止対策を徹底している薬局に対して、『新型コロナウイルス感染症等感染防止対策実施薬局 みんなで安心マーク』を発行している。

本会が作成する同マークについては、「薬局内における新型コロナウイルス感染症対策チェックシート【第二版】」及び「薬局内における新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト」(項目は別紙3を参照)の全ての項目を実践していることを自己確認の上、同マークとともに「薬局内における新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト」を掲出することで使用が可能となっている。



みんなが安心マーク



薬局内における新型コロナウイルス感染症対策チェックリスト

同マークは、本会会員・非会員を問わずに発行可能なので、本ガイドラインに沿った取り組みをしている薬局では、チェックシートとチェックリストを確認の上、同マークを掲出することが望ましい。

日本薬剤師会ホームページ みんなが安心マーク発行ページ

URL: https://entry.nichiyaku.or.jp/anshin_mark/anshin_top.html

5. おわりに

新型コロナウイルス感染症は、罹患しても約8割は軽症で経過し、治癒する例が多いが、高齢者や基礎疾患がある場合は、重症化するリスクが高いことが報告されている。

薬局では、発症直後の陽性者や自覚症状が乏しい若しくは症状がない感染者が来局する可能性もあり、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患がある来局者への感染拡大を未然に防ぐためにも、感染防止対策の徹底に努める必要がある。

デルタ株等の感染力の高い変異ウイルスの流行もみられることから、薬局では本ガイドラインなどを活用の上、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の更なる徹底をお願いしたい。

6. 参考資料

- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和2年3月28日(令和3年9月28日変更)・新型コロナウイルス感染症対策本部決定)
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210928.pdf
- 新型コロナウイルス感染症について(厚生労働省ホームページ)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html
- 職場における積極的な検査等の実施手順(第2版)について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000798697.pdf>
- 職場における積極的な検査の促進について
<https://www.mhlw.go.jp/content/000819118.pdf>
- 新型コロナウイルス感染症に関する情報(日本薬剤師会ホームページ)
<https://www.nichiyaku.or.jp/activities/disaster/virus.html>

別紙1

薬局内における新型コロナウイルス感染症対策チェックシート

【第二版】

令和2年4月21日作成

令和2年8月28日最終改訂

◆ 最新情報の収集・共有化

- 国、地方自治体、薬剤師会等から常に最新の情報を入手し（ホームページ等を活用）、薬局内で共有している。

◆ 職員の健康管理

- 密閉空間・人が密集する場所・密接な場面を避けている。
- 職員に毎日2回（朝・夕）の検温を実施し、37.5℃以上の発熱がある場合、もしくは発熱がない場合でも風邪症状など体調がすぐれない場合は、薬局管理者に報告し、出勤しない。
- 職員の同居者がPCR陽性者となった場合、薬局の管理者に直ちに連絡し、その職員は出勤しない。地域の保健所へ連絡を取り指示に従う。
- 職員がPCR陽性者となった場合、その職員は出勤しない。薬局の管理者は直ちに地域の保健所へ連絡を取り指示に従う。

◆ 職員の感染防止

- 手洗い、うがいなど職員の感染防止対策を適切なタイミング、方法で実施している。なお、手洗い後は、布タオル、ハンドドライヤーは使用しない。
- サージカルマスク等を着用し、飛沫感染防止の対策をとっている。

◆ 外来者、取引先等との面会

- 対面での面会を出来るだけ避けている。
- 対面で面会が必要な場合は取引業者などにマスクの着用、手指衛生の実施を指導している。

◆ 施設・設備の感染防止

【調剤室、投薬カウンター】

- カウンターのパーテーション・防護シート等飛沫感染防止の対策をとっている。

- 投薬カウンターで患者同士の適切な距離を取るようになっている。
- 投薬カウンター等で患者と適切な距離を保ち指導等を行う。
- 手が触れる部分を適切なタイミング、方法で消毒を行っている。

【患者待合室、OTC 販売スペース等】

- 発熱患者とそれ以外の動線を分ける、他の患者との接触を避けるといった対策を実施している。
- 薬局の入り口に手指消毒用アルコールなどを設置している。
- 入り口のドアや窓を開け、換気扇を回すなど2方向で適時換気を行っている。
- 患者同士の適切な距離を取るよう床・椅子などに印をつける等行っている。
- 待合室内でのマスク着用の呼びかけ及び掲示を行なっている。
- 手が触れる部分を適切なタイミング、方法で消毒を行っている。

【職員休憩室などその他の場所】

- 適切な頻度で換気している。
- 職員が密集しないよう配慮している。
- 休憩・食事の時は、職員が集中しないよう時間と距離を離すなど配慮している。
- 手が触れる部分を適切なタイミング、方法で消毒を行なっている。

【その他】

- マスクなどは地方自治体等の指導に沿って、適切な廃棄方法などを講じている。

別紙2

薬局での乳幼児・小児への新型コロナウイルス感染防止対策

令和3年1月5日
日本薬剤師会

- 薬局の入口から受付・待合・投薬カウンターに至るまで小児同士の接触を避けるために発熱者等の動線や来局時間を分けるなどといった対応を講じる。
- 患者待合室では小児同士の距離をとるために座席等の間隔を設け、向かい合わないようにする。
- 小児用の遊戯室は閉鎖するか、使用する場合は小児が入れ替わるたびに消毒を行う。匍匐^{ほふく}する乳幼児等が使用した場合は床面を消毒する。
- 患者待合室での本、玩具、遊具は撤去するか、設置する場合は使用するたびに消毒する。
- 小児は薬局のいたるところを触るので、ドアノブ・手すり・椅子・スイッチ・タッチパネルなど、重点的に適切な頻度でエタノール（76.9～81.4vol%）か次亜塩素酸ナトリウム溶液（0.05%）で消毒する。
- 小児が嘔吐した場合は、マスク、手袋等を適切に使用し、速やかに吐物処理を行う。また、感染源が拡散するのを防ぐために消毒を行う。

別紙3

薬局内における新型コロナウイルス感染症対策 チェックリスト

1. 職員に対して、サージカルマスク等の着用、手指衛生を適切に実施している。
2. 職員に対して、毎日（朝、夕）の検温等の健康管理を適切に実施している。
3. 職員が身体の不調を訴えた場合に適切な対応を講じている。
4. 患者、取引業者等に対して、マスクの着用、手指衛生の適切な実施を指導している。
5. 発熱患者への対応として、時間的または空間的に動線を分け、他の患者との接触を避けるなどの対策を講じている。
6. 受付・服薬指導時における感染予防策（遮蔽物の設置等）を講じている。
7. 患者間が一定の距離を保てるよう必要な措置を講じている。
8. 薬局共用部分、共有物等の消毒、換気等を適時、適切に実施している。
9. マスク等を廃棄する際の適切な方法を講じている。